岡山県ガバメントクラウド接続サービス 業務仕様書

令和6年6月10日 岡山県総務部デジタル推進課

目 次

1	業務概要	2
1 1 1	1 導入の目的。 2 基本方針。 3 本業務の範囲。 4 本業務受託者の責任範囲。 5 スケジュール。 6 契約期間。	. 2 . 2 . 3
2	岡山県ガバメントクラウド接続サービスの提供方法	3
	2.1 本接続サービスの提供概要 2.2 サービス提供に係る契約関係	. 3
3	ガバメントクラウド接続サービスの要件	4
3 3 3	3.1 基本的な要件 3.2 拠点接続サービスの要件 3.3 クラウド接続サービスの要件 3.4 バックアップ回線(オプション) 3.5 ガバメントクラウド運用管理補助業務(オプション)	. 5 . 5 . 6
4	導入業務要件	6
4 4 4 4	1 実施体制等 2 履行場所 3 プロジェクト管理 4 導入の進め方 5 動作試験 6 納品物	. 6 . 6 . 7 . 7
5	接続サービス(回線利用)要件	8
5 5	5.1 接続サービス業務の基本要件.5.2 接続サービスの提供体制.5.3 接続サービスの要件.5.3.1 運用時間.5.3.2 問い合わせ対応.5.3.3 サービス保守・監視.5.3.4 実績報告.5.4 サービスレベル.	. 8 8 8 8
6 6	その他	. 9 . 9 10

1 業務概要

1.1 導入の目的

令和3年5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体の基幹業務システムについて、原則、全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システム(標準準拠システム)へ移行することとなった。

地方公共団体の標準準拠システムの構築において、ガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされており、ガバメントクラウドへの接続にあたって、地方公共団体は、J-LISが提供するLGWANを利用する接続サービス等の回線契約を行う必要がある。

岡山県においては、県内に情報ハイウェイを整備していることから、より安価 に回線利用が行えるよう岡山県及び県内市町村の希望する団体を対象に独自にガ バメントクラウド接続サービス(以下「本接続サービス」という。)を構築する。

1.2 基本方針

標準準拠システムは、マイナンバーを取り扱う基幹業務システムであるため、 ネットワークについては閉域網の回線とし、冗長性が確保された回線とする。

1.3 本業務の範囲

本接続サービスは、地方公共団体の拠点とガバメントクラウドを専用線接続するために必要となるネットワークサービスであり、県内市町村の庁内ネットワーク (市町村の庁舎・出先機関を含めた団体が管理主体となるネットワーク及び同ネットワークを委託しているデータセンターに設置している情報システムをいう。以下同じ。)から岡山県情報ハイウェイを経由して、ガバメントクラウド接続拠点に接続するサービスとする。

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本業務のプロジェクトマネジメント
- (2) 本接続サービスの設計、構築、動作試験
- (3) 本接続サービスを稼働させる基盤環境、各種ソフトウェア等の調達、整備
- (4) その他、本接続サービスの導入に必要な作業

なお、ガバメントクラウドサービスプロバイダーの調達、ガバメントクラウド 運用管理補助者及びネットワーク構築運用補助業務については、本業務範囲外と する。

以下の業務は本件業務の対象外であるが、接続希望団体の負担によりサービスが提供できるよう可能な限り提案すること。

- ①情報ハイウェイを経由しないバックアップ回線を利用したガバメントクラウド接続に関する対応
- ②接続団体のガバメントクラウド運用管理補助業務

1.4 本業務受託者の責任範囲

本業務において、本業務受託者が調達及び構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て本業務受託者が負うものとする。

1.5 スケジュール

- (1) 構築期間 契約締結の日から令和6年12月31日まで
- (2) 本接続サービスの提供期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までとし、別途提示する各接続団体の接続開始時期(予定)までに各接続団体のサービスを提供すること。

1.6 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和6年12月31日までとする。 なお、本接続サービス構築後の令和7年1月1日からは、岡山県ガバメントクラウド接続サービス提供業務として、長期継続契約する予定である。

2 岡山県ガバメントクラウド接続サービスの提供方法

2.1 本接続サービスの提供概要

岡山県において、本接続サービスを希望する県内市町村の全体調整と県ノード部分の集約を行うことで、各接続団体は、本業務受託業者から庁内ネットワークから岡山県情報ハイウェイを経由し、ガバメントクラウドへ接続する回線サービスの提供を受ける。

なお、岡山県情報ハイウェイに係る管理・運用については、岡山県が責任を負う。

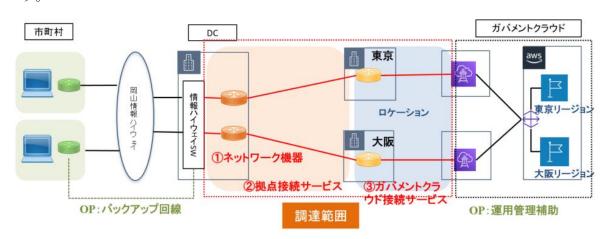
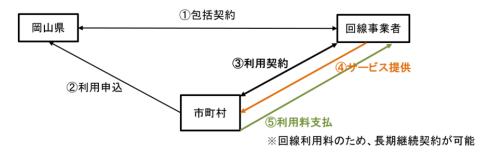


図2.1 本接続サービスの提供概要

2.2 サービス提供に係る契約関係

岡山県は県内接続団体からの通信を集約するための県ノード構築及び全体管理 に係る契約を本業務受託業者と行い、各接続団体は、岡山県に接続申請を行った 上で、本業務受託業者と回線帯域に応じた接続サービス契約を個別に契約する。

また、岡山県は、本接続サービス構築後の全体管理(共有部分)に係る経費を 長期継続契約により契約を行う。



①包括契約	県内全市町村に適用される全体(共通)的な契約
②利用申込	市町村からの申込により回線利用を開始
③利用契約	利用帯域に応じて市町村ごとに契約
④接続サービス	接続回線の提供
⑤利用料の支払	市町村から回線業者に直接支払

図2.2 サービスの提供に係る契約関係

3 ガバメントクラウド接続サービスの要件

3.1 基本的な要件

本接続サービスは、岡山県及び県内市町村を対象に岡山県情報ハイウェイからガバメントクラウドまでを一つの回線サービスとして提供する。

- (1) 本接続サービスは、①岡山県情報ハイウェイからガバメントクラウドへの接続に必要な機能を有するネットワーク機器、②拠点接続サービス(帯域確保型の閉域ネットワーク回線)、③ガバメントクラウドと接続するクラウド接続サービスで構成される。
- (2) 岡山県情報ハイウェイは、広域イーサ接続(L2接続)で行う。
- (3) 通信経路は海外を経由せず日本国内に閉じたネットワークサービスであり、 かつ、インターネット回線を経由しない物理的論理的な閉域性を確保したネットワークサービスとする。
- (4) 本接続サービスは、冗長構成を取ること。
- (5) 本サービスの利用開始については、接続団体の希望に合わせて設定できるようにし、利用料についても各接続団体の利用開始時期に合わせて支払いが発生すること。
- (6) 帯域確保型の回線とし、接続団体が希望した通信帯域が接続団体毎に保障され、安定した通信帯域を確保すること。必要帯域については、接続団体の実際の利用状況に合わせて柔軟に変更できるようにすること。
- (7) 通信帯域は、接続団体ごとに、最大1Gbpsの範囲で可能な限り複数選択可能と すること。
- (8) 現行のIPアドレス体系を維持するために、各接続団体の庁内ネットワークから岡山県情報ハイウェイを経由して渡されるVLANをガバメントクラウドまで接続できる回線サービスとすること。
- (9) ルーティングプロトコルは、BGPが利用可能とすること。
- (10) SLAを定めること(SLAの内容については、5.4サービスレベルを参照)。

- (11) 受託業者において、終端装置用のハウジング環境を準備し、アクセス回線を終端すること。
- (12) 接続は、東日本及び西日本エリア向けの回線を用意し、障害時に自動で切り 替わる冗長設計とすること。
- (13) 県データセンターに機器を設置する場合は、以下のハウジング相当額が必要となるので、経費に見込むこと。

また、ケーブルの配線については、受託業者において調達し、岡山情報ハイウェイ運用保守業者の指示に従い配線作業を行うこと。

①使用料

(1ラック当たり年額) 15,000円から18,000円程度 ※ラック当たりの請求になる

②管理経費(電気代)

持込機器の定格消費電力に係る年間電力使用量(kW)×0.4×連続使用電力量に相当する電力会社の業務電力量料金程度

- (14) 県データセンター以外で岡山県情報ハイウェイに接続する提案も可能とする。
- (15) 受託者は、本県情報ハイウェイ運用保守事業者、各接続団体及び接続団体が 保有する情報システムに関わる事業者と協力して作業を遂行すること。
- (16) ガバメントクラウドとの接続にあたり以下の業務を実施すること。
 - ア 拠点回線サービス敷設のための事前調査及び設置場所に必要となる情報の 提供等
 - イ 接続構成のために必要な打ち合わせ
 - ウ 敷設作業、疎通確認、アクセステスト及び接続団体が行う実施作業の明確 化と支援

3.2 拠点接続サービスの要件

- (1) 情報ハイウェイの接続拠点(県データセンタ以外の拠点も可)からガバメントクラウドまでの回線を用意し、機器の設定を行うこと。
- (2) メイン、サブ回線とも帯域確保型 2 Gbps以上で提供可能であること。なお、接続サービス開始時は必要帯域を 1 Gbpsとし、接続団体の利用状況により帯域を 1 Gbpsから 2 Gbpsに拡張する予定であるので、導入方法、料金及び対応方法を提案すること。

3.3 クラウド接続サービスの要件

- (1) ガバメントクラウドへの接続は障害が発生した際に自動で切り替わる冗長化 設計についてBGPを用いて可能とすること。
- (2) 設定により異なるCSP間のルーティングが可能なこと。
- (3) ガバメントクラウドのAmazon Web Serviceを基本とし、マルチクラウド対応としてOracle Cloud Infrastructure、Microsoft Azure及びGoogle Cloud Platformに接続可能であること。なお、さくらのクラウドについては、さくらのクラウドサービスの提供が可能となった際に検討すること。
- (4) 各コネクションの通信帯域は最大1Gbpsとする。
- (5) マネージドルータ (仮想ルータを含む) に対して監視する機能を有すること。
- (6) OCI、Azure、GCPのマルチクラウド対応は必要な団体のみとする。

3.4 バックアップ回線(オプション)

接続団体の希望により提供できるよう、岡山県情報ハイウェイが停止した場合でもガバメントクラウドへのアクセスを維持するためのバックアップ回線の提案を可能な限り行うこと。

提案においては、業務内容及び有料となる部分を明確に記載すること。

3.5 ガバメントクラウド運用管理補助業務 (オプション)

接続団体の希望により提供できるよう、ガバメントクラウド運用管理補助業務についての提案を可能な限り行うこと。

提案においては、業務内容及び有料となる部分を明確に記載すること。

4 導入業務要件

4.1 実施体制等

- (1) 本業務を実施するに当たり、適切な資格を保有する人材を適切に配置する等の体制を確保すること。
- (2) 本業務を実施するに当たり、本業務受託者が主体的となって導入を進めること。
- (3) 接続団体等と調整、協議等が必要となった場合は、必要な様式、協議資料の作成等について、支援すること。

4.2 履行場所

本業務で必要となる作業場所等の確保は、本業務受託者が責任をもって行い、それに必要となる費用についても本業務受託者が負担すること。

4.3 プロジェクト管理

- (1) プロジェクト計画書を作成し、進捗管理、品質管理、要員管理、リスク管理、 課題管理、コミュニケーション管理等の手法について定めたうえで、業務を実施すること。
- (2) 進捗管理には、WBS (Work Breakdown Structure) を作成して行うこと。
- (4) 進捗会議とは別に、本業務を実施するに当たり必要な会議体がある場合、当該会議を開催すること。
- (5) (3) 又は(4) による会議を開催する場合、議事は事前に提示すること。
- (6) 会議開催後は、議事録を作成し、承認を得ること。
- (7) 会議等で課題が明らかとなった場合は、内容、指摘者、対応者、対策案、対策期限等を管理し共有すること。
- (8) 本業務受託者と本県の間で円滑にコミュニケーションを行うことができるようにすること。

4.4 導入の進め方

- (1) 要件定義、設計は、ヒアリングを実施し、現状の把握等を行ったうえで、実施すること。
- (2) ソフトウェア等のバージョンについて、脆弱性等の対応によりバージョンアップを行う必要がある場合は、影響範囲を調査し、適用の検討を行うこと。

4.5 動作試験

- (1) 動作試験については、単体試験、結合試験、総合運転試験を行うこと。
- (2) 試験を実施するに当たり、試験の内容項目、試験手順、試験の実施体制等を 記載した試験計画書を各試験において作成したうえで、試験を実施すること。
- (3) 総合運転試験においては、接続団体職員が実際に本接続サービスを利用することにより実施する想定であるため、試験手順や事前準備等の調整を行い、試験期間には十分配慮すること。

4.6 納品物

本業務における納品物及び納品時期は次のとおりとする。

なお、設計書等のドキュメントとしての納品物は、電子データを保存した記録 媒体(光ディスク)により1部納品することとし、内容に応じて紙媒体でも可と する。納品時期や種類は、プロジェクト計画書策定時に協議により決定する。

また、本仕様書に定める要件を満たすために必要不可欠な物理機器等は、本仕様書の記載有無に関わらず、本業務にて納品すること。

No	納品物	内容	提出時期
1	プロジェクト計	取組範囲や、管理手法、スケジュール、体制等	契約締結後、
	画書	の本業務の実施に当たって予定している事項を	2週間以内
		記載した文書	
2	各種設計書、ネ	実装する機能要件や、ハードウェア、ソフトウ	設計完了時
	ットワーク構成	ェア、ネットワーク等の設計内容を記載した文	
	図等	書	
3	試験計画書	試験のシナリオ、試験項目、合格基準、体制等	試験前
		が記載した文書	
4	試験結果報告書	試験計画書に基づき実施した試験結果が記載し	試験後
		た文書	
5	設定資料、設定	庁内ネットワーク設定に利用する資料及びネッ	接続サービス
	マニュアル	トワーク管理者が設定する方法等が記載した文	開始前
		書	
6	運用保守計画書	運用保守業務で実施する内容を記載した文書	接続サービス
			開始前
7	会議資料等	会議で利用した資料や議事録	随時
8	その他資料	その他、本県が必要とする資料等	随時

4.7 納品場所

ドキュメント類の納品物の納品場所は、本県総務部デジタル推進課とし、納品場所までの運搬等については、本業務の範囲とする。

また、各接続団体に関係するドキュメントは各接続団体にも提出すること。

5 接続サービス(回線利用)要件

5.1 接続サービス業務の基本要件

接続サービス構築後の接続サービス(回線利用)については、本業務の範囲ではないが、本業務実施時に、5.2から5.4の業務内容を実施できるように接続サービスの提供準備と環境整備を行うこと。

(1) 契約

契約は各団体が希望する帯域により個別に契約する。 (基本的には「電気通信役務の提供」として長期継続契約が可能)

- (2) 契約期間 各団体の接続開始日から令和11年12月31日まで
- (3) サービス提供帯域

「岡山県内接続団体のガバメントクラウド接続要望状況一覧」 (別紙5) の各接続団体の希望帯域の利用提供価格の提示があることが望ましい。

5.2 接続サービスの提供体制

接続サービスの安定的な稼働を実施するために、適切な体制を構築すること。接続サービス開始前に担当者の氏名、連絡先等を記載した体制図を本県及び接続団体に送付すること。

5.3 接続サービスの要件

5.3.1 運用時間

運用時間は、原則として24時間365日とする。

5.3.2 問い合わせ対応

- (1) 本県及び接続団体から電話又は電子メールによる問い合わせに対応すること。
- (2) 電話による問い合わせの対応時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、接続サービスの障害により緊急対応が必要な場合はこの限りではない。
- (3) 電子メールによる問い合わせの受付は24時間365日とすること。ただし、問い合わせへの対応は平日午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、接続サービスの障害により緊急対応が必要な場合はこの限りではない。

5.3.3 サービス保守・監視

- (1) 接続サービスの稼働監視を行い、障害発生の検知、発生箇所、影響範囲の特定ができること。
- (2) 稼働診断や定期点検等により、障害の予防を行うこと。
- (3) 障害対応マニュアルを定め、緊急連絡体制を確立すること。
- (4) 障害発生時には、自動切替を行うとともに、障害を検知した場合は、本県及び接続団体に速やかに連絡するとともに、調査及び障害切り分け作業を行い、 障害復旧に向けた対応を速やかに行うこと。
- (5) 障害対応履歴の集積・分析・障害原因の分析により再発防止を図ること。

- (6) 本接続サービスを構成するソフトウェア (アプリケーションのほかOSやミドルウェア、ファームウェアを含む。) に脆弱性等が発見された場合、対応要否を検討し、対応が必要となった場合は、影響範囲を調査した上で、迅速に適用すること。
- (7) メンテナンス作業に伴い、接続サービスが停止する場合は、利用者への周知等の関係から、障害対応や脆弱性対応等の緊急を要する場合を除き、少なくとも2週間前までには連絡すること。
- (8) 接続サービスの操作ログを取得できること。なお、ログには、日時、接続元情報、操作情報、操作の成否などが記録されていることが望ましいが、ログの取得内容等については、提案時に明確に提示すること。
- (9) ログ等の運用保守業務上収集した情報について、県及び接続団体から開示の 請求があった場合は速やかに開示すること。
- (10) サービス保守・監視にあたり、閉域回線の利用を条件としてリモートアクセスを可とする。

5.3.4 実績報告

- (1) 月次にて実績報告(照会対応、障害対応、トラフィック状況等)を県及び接続団体へ提出すること。定例会は実施しないが、運用上で必要とされる改善提案については適宜実施すること。
- (2) 報告書は、毎月1日から10営業日以内に提出すること。
- (3) 実績報告等の説明が必要な場合は、本県の庁舎又はWeb会議にて実施すること。

5.4 サービスレベル

本接続サービスの稼働について、提示できるサービスレベルを明確にし、品質保証を行うこと。

なお、当該内容については、契約時に接続団体と合意を得ること。

6 その他

6.1 秘密の保持

- (1) 本業務において知り得た情報は、本業務においてのみ利用することとし、これらを他の目的に使用したり、本県の許可なく第三者に閲覧させたりしてはならない。
- (2) 本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。
- (3) (1)及び(2)は、本業務終了後においても同様とする。

6.2 資料・データの取り扱い

- (1) 本業務の遂行のために本県が提供した資料及びデータ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、本業務における成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)も同様とする。
- (2) 本県が提供した資料及びデータ等は、善良なる管理者の注意をもって管理、保管すること。また、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

6.3 個人情報

- (1) 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)を取り扱うに当たっては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務を本県の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

6.4 作業者等の管理

- (1) 本業務の作業は、業務権限のあるものによってのみ行われること。
- (2) なりすましを防止するため、認証情報は厳重に管理し、推測による操作も可能な限り行えないように工夫すること。
- (3) 本業務で利用するUSBメモリ等の外部記憶媒体については、本県の許可を得た 物だけが接続可能となるような制限を行うことが望ましい。